

平成 28 年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】
(テーマ)
県税の賦課・徴収事務について

平成 29 年 3 月
山形県包括外部監査人
伊藤明彦

概 要 版

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由について.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	3
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	包括外部監査の方法.....	3
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	3
8	利害関係.....	4
9	その他.....	4
第2	包括外部監査の監査結果.....	5
1	監査の結果について.....	5
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	5

概 要 版

この概要版は平成 29 年 3 月 14 日付けで作成された「平成 28 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」の記載を要約したものです。

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県税の賦課・徴収事務について

3 特定の事件を選定した理由について

山形県の平成 26 年度決算における県税収入は、約 973 億円となっており、一般会計歳入合計約 5,927 億円のうち 16.42%を占める重要な財源となっている。一方で、山形県の人口は減少傾向が続いており、厳しい財政見通しが続いている。

このように厳しい財政環境のなか、持続可能な財政運営に向け、県税収入を確保していくことが非常に重要な課題となっているが、県税の賦課・徴収については、これまで外部監査のメインテーマとして取り上げられたことがない。

県税の賦課・徴収は県民の生活に直接影響を及ぼし、適正・公平な事務手続きの遂行が、税務行政に対する信頼性を確保、県税徴収率の向上の上で当然に求められるものである。

このため、県税の賦課・徴収事務の関係法令等への準拠性、また効率性、合理性について外部監査の視点から検証が行われることは極めて有意義であると考え、これまでに外部監査のメインテーマとして取り上げられたことがないことにも鑑み、このテーマを選定した。

概 要 版

4 包括外部監査の実施期間

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成 27 年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 県税の賦課・徴収事務が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われているか。
- ② 県税の賦課・徴収事務において、公平性が確保されているか。
- ③ 県税に関する管理システムが適切に管理・運用されているか。
- ④ 県税の徴収事務、特に収入未済額の減少に向け市町村との連携が効率的かつ効果的に行われているか

(2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局への質問
- ③ 県税の賦課・徴収事務執行の現場調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 伊 藤 明 彦

(2) 補助者

公 認 会 計 士 津 村 隆
公 認 会 計 士 柴 田 真 人
公 認 会 計 士 浅 野 和 宏

概 要 版

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 その他

(1) 計算数値

報告書の各表に表示されている数値は、原則として、四捨五入で表示しており、合計と一致しない場合がある。

(2) 略称について

- ① 報告書においては、「地方税法（昭和25年法律第226号）」のことを「法」として記載している。
- ② 報告書で「総合支庁」という記載は、原則として「総合支庁税務担当課」という意味で用いている。

概 要 版

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成29年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
----	------------	----	-----------

(1) 県税の個別的事項（第3章）

第3章 第1 法人二税（法人県民税・法人事業税）			
1	（事務処理の事後検証に係る態勢について） 法人二税に係る事務処理は、その件数が膨大であり、かつ人員や時間の制約も存在することから、より効率的かつ正確な業務の実施が要求される。 誤りや漏れを看過することなく適切に業務を実施するために、ミスの防止の観点だけでなく、事後的な検証を有効に執り行い、適時に誤りや漏れを発見してそれを是正するという観点での態勢をより有効に機能させることが望ましい。	意見	P 32
2	（検出事項や引継ぎ事項の文書化について） 申告書等の記載につき担当者が納税者に対して、電話等で照会する場合がある。しかし、その顛末の記録方法が担当者により、まちまちであった。また、必要事項が次年度へ確実に引き継がれる体制が十分でなかった。 検証や調査の検出事項については、その顛末を十分に文書化するとともに、次年度へ引継ぎが必要な事項については、コピーを次年度の書類に添付するか引継簿を作成してとじ込み管理する等、情報の記録、整理保管を適切に行うことが望ましい。	意見	P 33

概 要 版

第3章 第2 個人県民税			
1	<p>(納税義務者の網羅性の担保状況に係る情報収集について)</p> <p>個人県民税は県の最も重要な財源のひとつではあるものの、その賦課・徴収事務は市町村が実施し、県はその報告を受ける制度となっている。</p> <p>個人県民税について、制度上の限界は踏まえつつも、納税義務者を適確に把握するため、各市町村との担当者ベースのコミュニケーションの機会を有効に活用する等、各市町村の実態把握のための情報収集を継続的に行うことが望まれる。</p>	意見	P 42
第3章 第4 不動産取得税			
1	<p>(不動産取得税納税義務発生申告書の提出指導について)</p> <p>不動産を取得した者は「不動産取得税納税義務発生申告書」の提出が義務付けられている。しかし、現状では承継取得の場合等には、ほとんど提出がなされていない。</p> <p>不動産の取得者へ自らが納税義務者となることを認識させるとともに、課税漏れを防止するためにも、不動産取得税納税義務発生申告書の提出について、市町村との連携をより密にし、納税者へ指導していくことが望ましい。</p>	意見	P 57
第3章 第6 ゴルフ場利用税			
1	<p>(調査様式作成等による調査項目の統一化について)</p> <p>各総合支庁において特別徴収義務者の調査を定期的に行っているが、特別徴収義務者証票の亡失があったゴルフ場の調査については、税額に関わる項目の確認のみ実施し、登録証票の掲示の有無までは確認していない状況が見受けられた。</p> <p>特別徴収義務者の調査に際しては、調査項目、調査対象期間、調査書様式等、県全体として調査事務を統一し、公平な調査を実施していくことを検討されたい。</p>	意見	P 67
第3章 第8 自動車税			
1	<p>(定期賦課事務における公所間不一致の照合作業の効率化について)</p> <p>公所間不一致の照合作業については、定期賦課事務の正確性確保の点からは非常に重要であるが、相当の労力がかかっているのも事実である。</p> <p>定期賦課事務の正確性確保の観点と業務効率化の観点及びそれに伴うコストを比較衡量し、村山総合支庁の取組や各総合支庁の意見も踏まえた上で、公所間不一致の照合作業のやり方を検討されたい。</p>	意見	P 80
2	<p>(税務事務標準事務処理工程集の改訂による管理体制の適時検討について)</p> <p>県は自動車税について「税務処理標準事務処理工程集」を作成しているが、この工程集の内容が現状と異なる点がいくつか認められた。</p> <p>税務事務標準事務処理工程集については、事務フローや取扱いを変更の都</p>	意見	P 82

概 要 版

	度、改訂されたい。さらに、事務フローや取扱いを変更したことにより、従来想定していたリスクに変更がないか、新たに発生したリスクに対する管理体制は構築されているかを適時に検討していくことが望ましい。		
第3章 第9 軽油引取税			
1	<p>(免税証の厳格な管理体制について)</p> <p>軽油引取税に関する免税証については、必要事項の記載があれば、一種の金券として使用でき、不正使用されるリスクが少なからず存在する。</p> <p>免税証の管理については、保管場所の厳重化、さらには免税証の出入記録を付け、定期的な棚卸を行っていくことも検討されたい。</p>	意見	P 89
第3章 第12 産業廃棄物税			
1	<p>(特別徴収義務者調査の更正処理について)</p> <p>産業廃棄物税に関する特別徴収義務者調査のうち1件について税額の更正を要するものがあつた。しかし、追加税額が僅少ということもあり、更正せず、次回の申告書に追加して申告納入するよう指導を行っていた。</p> <p>税額の更正を要するものについては、金額の多寡にかかわらず、事実確認後、速やかに更正処理をする必要がある。</p>	指摘事項	P 105
第3章 第13 徴収管理及び滞納整理事務			
1	<p>(納税環境の更なる充実について)</p> <p>県は納税者が納めやすい環境整備のため、収納方法の多角化に努めている。徴税費の節減は税務行政の重要な課題であり、この観点からも、なお一層、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の利便性につき広報を充実させることが望ましい。また、コンビニのない地域での収納方法の利便性向上の方策についても検討することが望ましい。</p>	意見	P 113
2	<p>(徴収職員併任制度等の活用も踏まえた滞納事案解決に向けた取組について)</p> <p>平成 26 年度から市町村ごとに滞納事案検討会が開催されるとともに徴収職員併任制度が実施され一定の実績をあげている。</p> <p>今後、滞納事案検討会を通して、徴収職員併任制度の有効活用を図る等、滞納事案の解決に向けた取組を行っていくことが望ましい。</p>	意見	P 113
3	<p>(滞納金整理個票の管理方法等の統一化について)</p> <p>現在、滞納金整理個票の管理方法等については、主に各総合支庁の判断に委ねられている。</p> <p>滞納金整理個票は、多くの個人情報に記載され、また作成枚数も多いことから紛失や外部への情報漏洩等のないよう、個票に関する管理・保管・破棄方法等に関する県全体で統一的な取扱いを定めることが望ましい。</p>	意見	P 114

概 要 版

4	<p>(差押財産の定期的な評価の見直しについて)</p> <p>監査の過程で、差押物件につき換価価値に疑義がある事例が存在した。</p> <p>差押財産は換価されることが前提であるので、換価価値を念頭に置き、特段の事情がなければ、速やかに公売、差押解除等を検討すべきと考える。</p>	意見	P 114
5	<p>(解散会社等に関する事務処理方法の確認について)</p> <p>解散した会社や実体のない会社等について滞納処分の執行停止を行い、即時に欠損処分している場合とそうでない場合が見受けられた。</p> <p>解散した会社や実体のない会社等に係る滞納処分の執行停止においては、各総合支庁で処理結果に差異が生じないシステムを確立することが望ましい。</p> <p>例えば、各総合支庁の処理につき、県税政課において統一的にチェックする等の方法を検討されたい。</p>	意見	P 114
6	<p>(長期滞納繰越額への対応及び回収可能性の早期判断について)</p> <p>平成 27 年度の発生年度別の県税滞納繰越額を分析すると、最も古い債権で約 30 年経過したものが存在した。</p> <p>租税債権は通常、長期に亘るほど回収可能性が低下し、また徴税コストも増加する。</p> <p>租税債権については、早期に回収を図ることはもちろんのこと、回収可能性の有無についても、早期に判断を行う必要がある。</p> <p>また、現存する滞納繰越金のうち、少なくとも 20 年以上経過するものについては今後、その回収可能性等につき重点的に内容を検討し、適切な処理ができるような方向で検討されたい。</p>	意見	P 116
第 3 章 第 15 県税務総合電算システム			
1	<p>(休職中の職員等の現在利用されていない利用者 ID の休止登録について)</p> <p>一部の総合支庁において、休職中の職員の利用者 ID 及び現在使われていない法人二税申告書入力業務受託者用の利用者 ID が税務システムに登録されたままだった。</p> <p>休職中の職員や現在使われていない利用者 ID についてはリスクの低減を図るためにも、税務システム上、削除登録することが望ましい。</p>	意見	P 122
2	<p>(税務システム接続のためのパスワードの定期的な変更について)</p> <p>「窓口専用端末操作 ID」のパスワードについては 1 ヶ月毎に変更されることになっている。しかし、一部の総合支庁において奇数の月と偶数の月で 2 つのパスワードを交互に使用していた。</p> <p>税務システム操作の ID パスワードについては、情報管理の徹底を図るため、「税務総合電算システム運用管理要領」や「山形県情報セキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、適切なパスワード変更が必要である。</p>	指摘 事項	P 123

概 要 版

第3章 第16 文書管理			
1	<p>(保存年限を超過した文書の廃棄について)</p> <p>一部の総合支庁において、保存年限を超過後の簿冊を書庫で保存していた。保存年限を超過した県税の賦課・徴収等に関する文書は、個人情報等機密性の高い文書が含まれていることから、保存年限に到達した文書については適切に廃棄処分する必要がある。</p>	指摘事項	P 126
2	<p>(簿冊の保存年限の修正及び延長登録について)</p> <p>各総合支庁では「山形県文書管理規程」に基づき、保存年限経過後も必要な簿冊は保存している。</p> <p>機密性の高い税に関する文書は、保存年限の管理を適切に行うことが重要である。保存年限を超過した後も必要な簿冊については、背表紙の保存年限を修正し、山形県公文書管理支援システムに保存年限延長の登録を行うこととされたい。</p>	意見	P 127
3	<p>(組織改編等により旧公所より引き継いだ文書の管理について)</p> <p>一部の総合支庁において、県の組織改編等により統廃合された事務所から引き継ぎ、保存年限を超過している簿冊が存在した。</p> <p>特に延長が必要と認められる簿冊を除き、保存年限を超過した簿冊は適切に廃棄するとともに、保存年限を超過していない簿冊については、山形県公文書管理支援システムに登録して管理することが望ましい。</p>	意見	P 127
4	<p>(簿冊への簿冊 ID の記載について)</p> <p>総合支庁で保存されている簿冊について、背表紙に「山形県公文書管理支援システム」に登録時に採番される簿冊 ID が記載されていないものがある。税に関する文書の管理上、簿冊現物と「山形県公文書管理支援システム」に登録している簿冊を特定しやすくすることは有用である。</p> <p>今後、処理が完結して書庫に保存する簿冊については、背表紙に簿冊 ID を記載することを検討されたい。</p>	意見	P 128